

申請書（届出書）に係る証書

年 月 日付けで提出いたします申請書（届出書）に係る下記の者（届出書の場合は申請者を届出者と読み替え、当該変更に係るもの）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号イの主務省令で定める者（精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）に該当していないことを証します。

記

- 1 申請者（個人に限る。）
- 2 申請者の役員
- 3 申請者の法定代理人（個人に限る。）
- 4 法人申請者の株主（出資者）等（個人に限る。）
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）第5条に規定する使用人

以上

年 月 日

高知市長 岡 崎 誠 也 様

住 所

氏 名